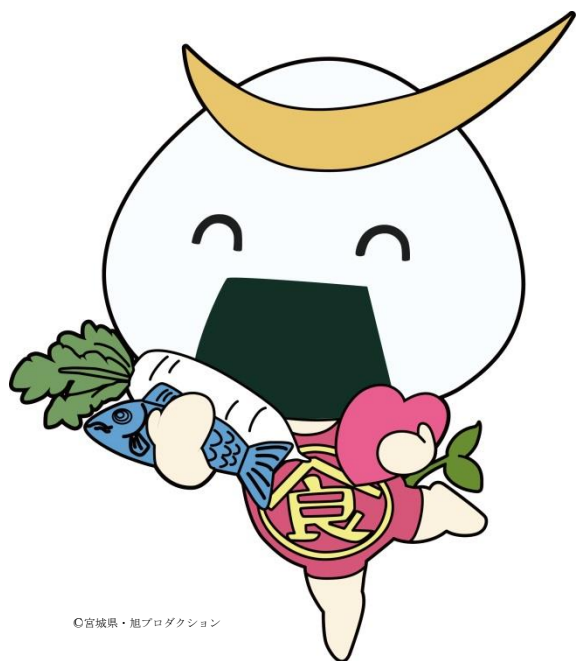
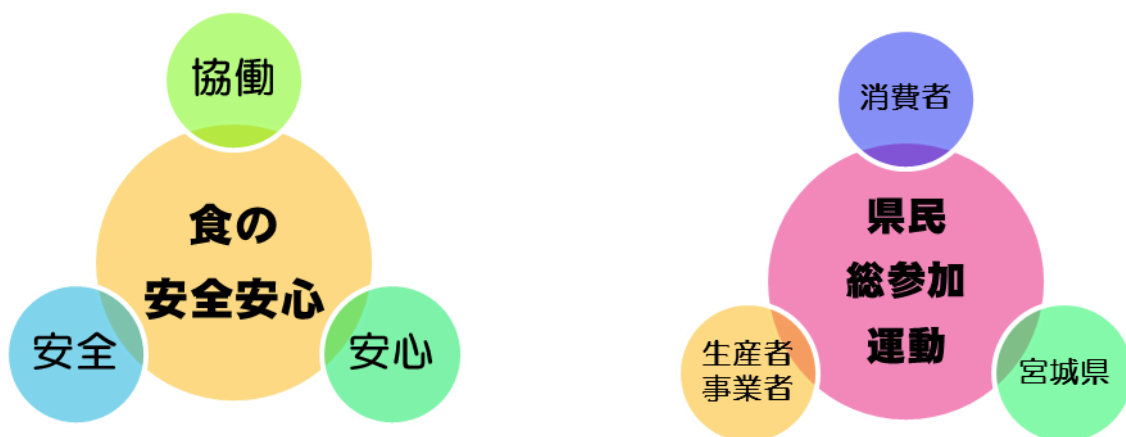


食の安全安心の確保に 関する基本的な計画 (第3期)



©宮城県・旭プロダクション



宮城県
平成28年3月

食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)

目 次

第1 計画策定の考え方	1
1 計画策定の背景	1
2 基本的事項	3
(1) 基本計画の目的	
(2) 基本計画の位置付け	
(3) 基本計画策定の方法	
(4) 基本計画の期間	
第2 施策の大綱	4
1 安全で安心できる食品の供給の確保	
2 食の安全安心に係る信頼関係の確立	
3 食の安全安心を支える体制の整備	
第3 これまでの取組成果と今後の課題	5
1 安全で安心できる食品の供給の確保	5
(1) 取組成果	
(2) 課題	
2 食の安全安心に係る信頼関係の確立	6
(1) 取組成果	
(2) 課題	
3 食の安全安心を支える体制の整備	7
(1) 取組成果	
(2) 課題	
第4 施策の展開	9
食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)施策体系一覧	
1 安全で安心できる食品の供給の確保	10
(1) 生産及び供給体制の確立	10
イ 生産者の取組への支援	10
(イ)食の安全安心のニーズに応える環境にやさしい農業の推進(施策1)	
(ロ)農業生産工程管理(GAP)等の普及拡大(施策2)	
(ハ)農薬の適正使用の推進(施策3)	
(ニ)牛のトレーサビリティシステムの推進(施策4)	
ロ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援	11
(イ)土壌環境適正化の推進(施策5)	
(ロ)家畜伝染病の発生予防の徹底(施策6)	
(ハ)貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進(施策7)	
ハ 事業者に対する支援	12
(イ)営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進(施策8)	
(ロ)外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大(施策9)	
ニ 震災等からの復興に向けた支援	13
(イ)市町村・農業者等への営農対策支援(施策10)	
(ロ)水産関係の施設等の整備支援(施策11)	
(ハ)特用林産物の生産再開への支援(施策12)	
(2) 監視指導及び検査の徹底	13
イ 生産段階における安全性の確保	13
(イ)農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化(施策13)	

(ロ) 肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施(施策14)	
(ハ) 動物用医薬品の流通, 販売等に関する指導(施策15)	
(ニ) 高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施(施策16)	
ロ 流通・販売段階における安全性の確保	14
(イ) 食品営業施設の監視指導の徹底(施策17)	
(ロ) 食品検査による安全性の確保(施策18)	
(ハ) 安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導(BSE対策を含む)の徹底(施策19)	
(ニ) 米穀事業者の監視指導の徹底(施策20)	
ハ 食品表示の適正化の推進	16
(イ) 適正な食品表示を確保するための監視指導の実施(施策21)	
(ロ) ウォッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施(施策22)	
(ハ) 食品表示に関する研修会等の実施(施策23)	
ニ 食品の放射性物質検査の継続	17
(イ) 農林水産畜産物等の検査(施策24)	
(ロ) 流通食品の検査(施策25)	
(ハ) 学校給食等の検査(施策26)	
2 食の安全安心に係る信頼関係の確立	18
(1) 情報共有及び相互理解の促進	18
イ 情報の収集, 分析及び公開	18
(イ) 県民の意向の把握及び分かりやすい情報の迅速な提供(施策27)	
(ロ) 監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表(施策28)	
ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進	19
(イ) 消費者と生産者・事業者との相互理解の推進(施策29)	
(ロ) 関係団体等との連携・協働の推進(施策30)	
(ハ) 食育の推進(施策31)	
ハ 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進	20
(イ) リスクコミュニケーションの充実(施策32)	
(ロ) 水道水の検査結果の公表(施策33)	
(ハ) 住民持ち込み測定(施策34)	
(2) 県民参加	21
イ 県民総参加運動の展開	21
(イ) 県民が参加する消費者モニター制度の推進(施策35)	
(ロ) 生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援(施策36)	
(ハ) 知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発(施策37)	
ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映	22
(イ) 県民の意見の把握(施策38)	
(ロ) 食の安全安心に関する相談窓口(食品表示に関する相談窓口を含む)の充実(施策39)	
3 食の安全安心を支える体制の整備	
(1) 体制整備及び関係機関等との連携強化	23
イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進(施策40)	23
ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等(個別のマニュアルを含む)による迅速な対応(施策41)	23
ハ 食の安全に関する調査・研究の充実(施策42)	24
ニ 食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実(施策43)	24
ホ 国, 都道府県, 市町村, 関係団体との連携(施策44)	24
(2) みやぎ食の安全安心推進会議(施策45)	24
第5 計画の推進	25

第1 計画策定の考え方

1 計画策定の背景

食品の流通の広域化、多様化などが進む中、食の安全性を揺るがす事件として、平成8年には腸管出血性大腸菌O157による大規模な食中毒が、平成12年には汚染脱脂粉乳などによる集団食中毒が、平成13年には国内初の牛海綿状脳症(以下「BSE」という。)が相次いで発生したことにより、消費者の食の安全性に対する不安が増幅されるようになりました。

そのため、これまで以上に食の安全性を確保していくことが急務となり、食品の安全性の確保に関して、国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするため、食品安全委員会の設置などを盛り込んだ食品安全基本法(平成15年法律第48号)が制定されるとともに、食品衛生法(昭和22年法律第233号)においては、食品に残留する農薬に対する規制の強化、監視指導の実施の強化などを内容とする改正が行われ、国において、国民の健康保護のための予防的観点に立った様々な対策が講じられるようになりました。

県においても、平成14年3月に、韓国産の輸入生かきが県産の生かきに混入するという県産の食品に対する信頼を著しく低下させる事件が発生したことを受けて、平成15年3月に、「みやぎ食の安全安心基本方針」を策定するなど食の安全安心(県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性及び信頼性をいう。以下同じ。)の確保のための施策の推進に努めてきました。また、平成16年4月には、食の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、みやぎ食の安全安心推進条例(平成16年宮城県条例第31号。以下「条例」という。)が施行され、条例第6条第1項の規定により平成18年度から平成22年度までの5年間を実施期間とする食の安全安心の確保に関する基本的な計画(以下「第1期基本計画」という。)が策定されました。県は、条例及び第1期基本計画に基づき、県、生産者・事業者(条例第2条第2号に規定する生産者・事業者をいう。以下同じ)及び消費者の協働を基本とした施策を展開し、食の安全安心の確保に努めてきたところです。

しかし、それ以降も、法令を遵守する意識の欠如などを背景とする食に対する信頼を裏切るような事件が連続して発生し、更なる食の安全性の確保が求められました。このようなことから、国では、平成21年9月に消費者庁を設置し、消費者行政の強化及び一元化を図る等新たな施策を講じているところです。

県においても、国、他の都道府県及び市町村との連携を更に強化することにより、情報の共有及び食の安全安心に関する迅速な対応に努めるとともに、県、生産者・事業者及び消費者間の相互理解の増進を図ることを目的として平成16年4月から「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」(以下「県民総参加運動」という。)を展開、また、食の安全安心の確保を維持するため、平成22年度には「県民総参加運動在り方検討会」を開催し、その施策の新

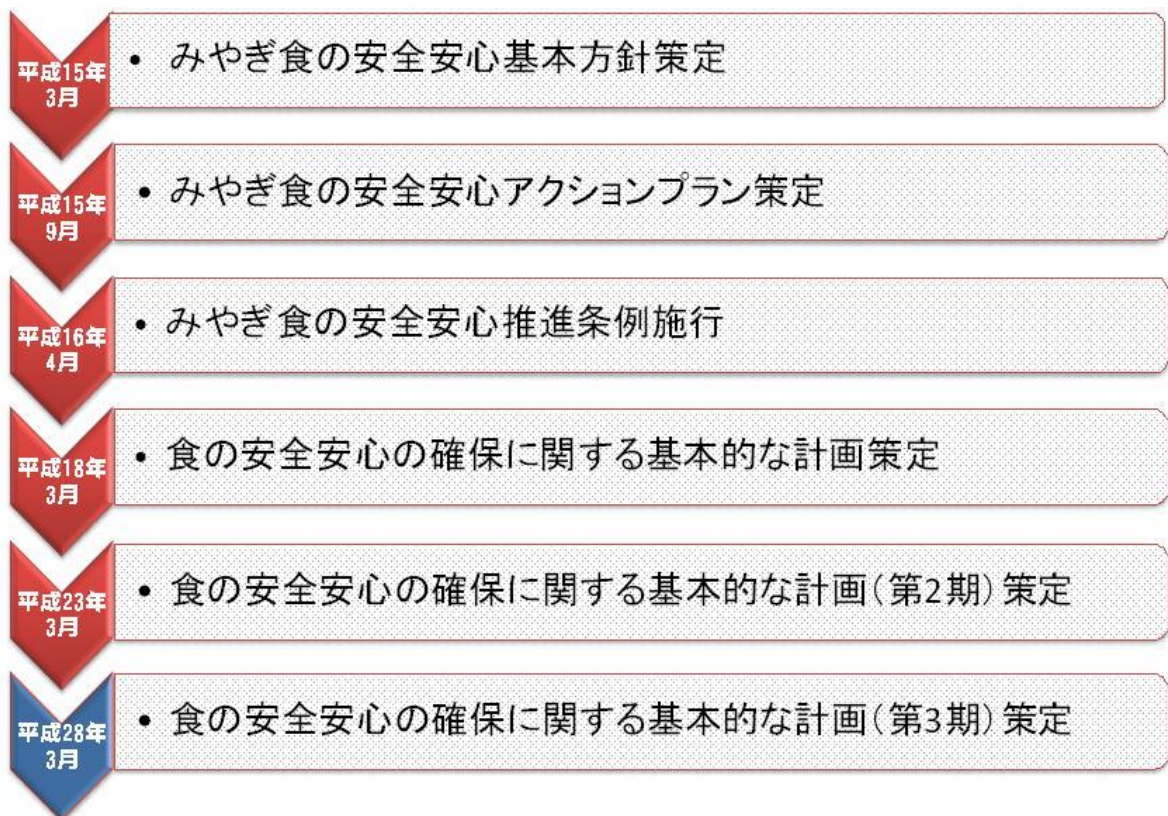
たな展開について検討しました。

これらの検討結果などを踏まえ、平成23年3月に食の安全安心の確保に関する基本的な計画(以下「第2期基本計画」という。)を策定し、各種施策を推進してまいりましたが、計画期間中においても、浅漬けや牛肉の生食による腸管出血性大腸菌による重篤な食中毒、レストランなど飲食店におけるメニュー表示問題、冷凍食品への農薬混入事件や食品の異物混入事件などが全国的に相次いで発生したことから、県民の食品に対する信頼が揺らいでいます。

さらに、平成23年3月の東日本大震災により生産基盤が大きな被害を受けたほか、福島第一原子力発電所事故により、農林水産物等の放射性物質検査や的確な情報提供など、県民の不安解消や風評被害の払しょくに向けて、継続した対応も求められております。

このため、これまでの取組の課題を整理し、第2期基本計画で取り組んできた施策を踏襲しつつ、食の安全安心を巡る情勢の変化やみやぎ食の安全安心消費者モニター(以下「モニター」という。)などの県民の意向を踏まえて、条例が目的とする「県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性や信頼性の確保」のための施策を推進するため、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」(以下「基本計画」という。)を策定します。

みやぎ食の安全安心推進体制整備の経緯



2 基本的事項

(1) 基本計画の目的

条例第1条に規定する「食品の安全性及び信頼性」を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

(2) 基本計画の位置付け

基本計画は、条例第6条第1項の規定に基づき、条例第3章に定める食の安全安心の確保に関する施策について、具体的な取組を推進するための計画です。

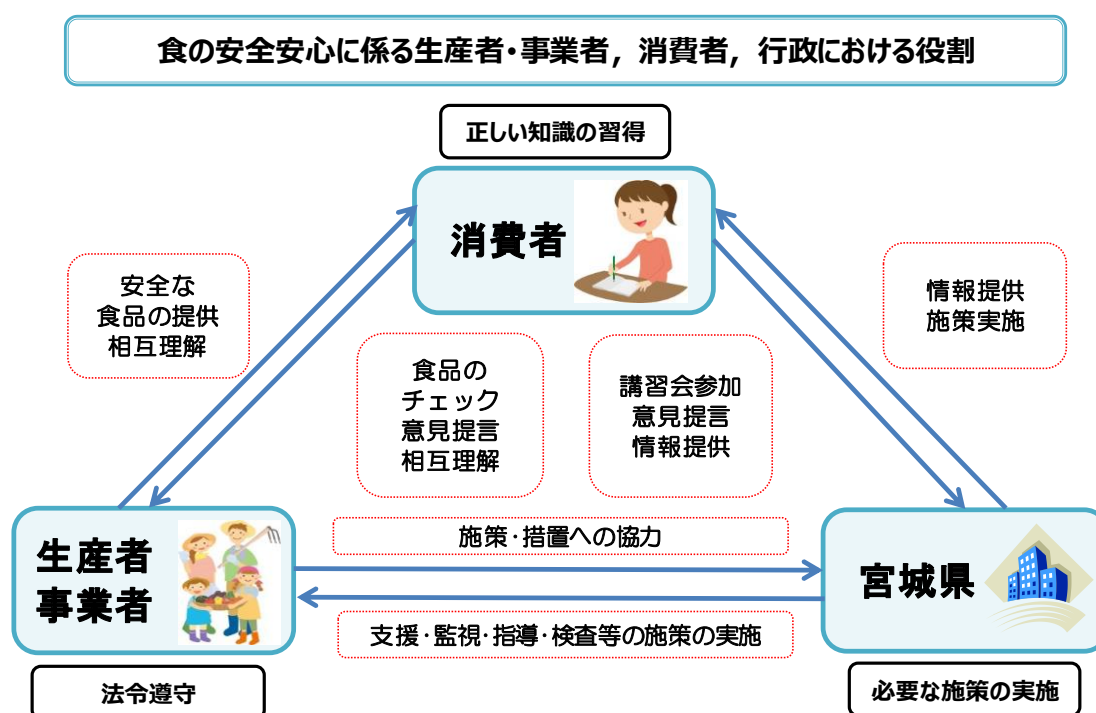
(3) 基本計画策定の方法

基本計画の策定に当たっては、条例第6条第3項の規定により、県民の意見を反映することができるようパブリックコメントを行うほか、同条第4項の規定により、みやぎ食の安全安心推進会議(以下「推進会議」という。)の意見を聴いた上で、議会の議決を経ます。

なお、基本計画の変更に当たっても、同条第6項の規定により同様の方法をとることとしています。

(4) 基本計画の期間

この計画の実施期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。



第2 施策の大綱

食の安全安心を確保するためには、安全で安心できる食品の供給の確保、食の安全安心に係る信頼関係の確立及び食の安全安心を支える体制の整備が必要であることから、これらを施策の大綱とします。

1 安全で安心できる食品の供給の確保

主に、行政が、生産の現場又は流通の段階で生産者・事業者が取り組む食の安全安心を支援するとともに、食の安全安心が確保されているかどうか監視及び指導を行う施策です。

特に、科学的な知見に基づく食品の安全性の確保が必要なことから、「安全」をキーワードとしています。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

県、生産者・事業者及び消費者が共に信頼しながら、食の安全安心を作り上げていく施策です。

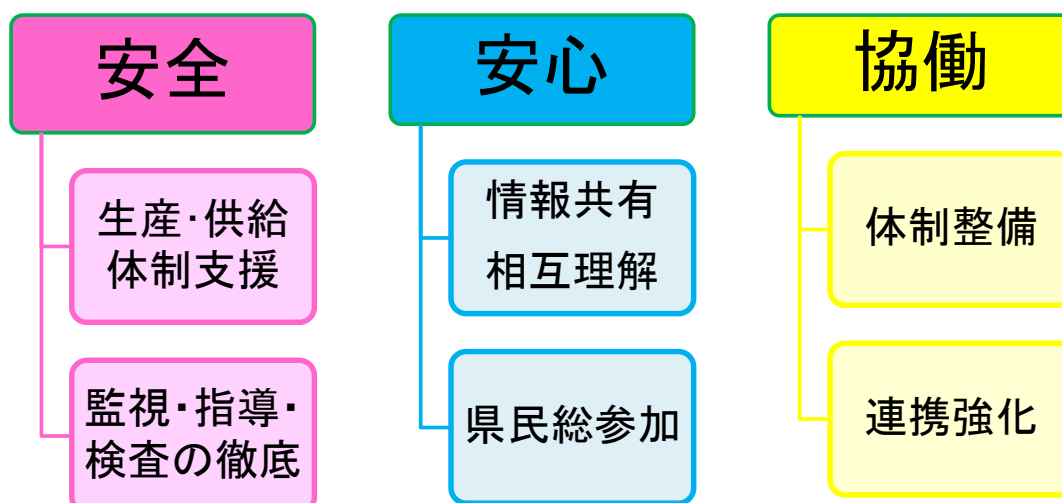
安心して食品を選択するためには、生産者・事業者等と消費者との信頼性の構築が必要なことから、「安心」をキーワードとしています。

3 食の安全安心を支える体制の整備

1と2の施策をサポートし、推進していく施策です。

県、生産者・事業者及び関係者等が連携し、総合的に推進していくことが必要なことから、「協働」をキーワードとしています。

施策の大綱概要



第3 これまでの取組成果と今後の課題

1 安全で安心できる食品の供給の確保

(1) 取組成果

安全で安心できる食品の生産及び供給の体制を確保するため、生産者・事業者に対する各種支援を実施するとともに、生産から消費に至る各段階において、農薬取締法(昭和23年法律第82号)や食品衛生法などの関係法令などに基づき、監視指導や立入検査を実施しました。

イ 生産及び供給体制の確立

「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の運営などにより、特別栽培米は水稻作付面積の約4割を占め、全国トップクラスの位置となりました。

牛の耳標の装着については、牛の生産履歴が把握できる体制が確立され、国産牛肉の信頼性が確保されました。

食品業界全体の衛生レベル向上のための「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」については、研修会の受講者数が増え、制度の普及が進みました。

ロ 監視指導及び検査の徹底

飼料の安全性確保のための立入検査においては、違反は認められませんでした。動物用医薬品販売業への立入検査においても、重大な違反は認められず、軽微な指摘事項は改善されました。

宮城県食品衛生監視指導計画による監視や収去検査の実施により、食品に起因する甚大な健康被害を未然に防止することができました。

食品表示については、「食品表示110番」などにより相談や通報ができる窓口を設置し、表示の適正化を図りました。

(2) 課題

「環境に配慮した農業や農産物づくり」を継続して推進するとともに、これらのイメージや付加価値を高め、農業者の生産意欲及び消費者の購買意欲の向上につなげる必要があります。

牛の個体識別番号の各種変更手続及び登録などの事務的なエラーが起こらないよう関係者への周知啓発を継続する必要があります。

食品衛生法施行条例(平成12年宮城県条例第33号)が改正され、事業者がHACCPによる衛生管理を行う場合の基準(HACCP導入型基準)を選択できるよう新たに規定されたことから、事業者への制度の周知を行うとともに、消費者に対する理解の促進が必要です。

安全で安心できる食品の生産・供給を確保するため、今後も生産者・事業者への監視指導を継続し、食品に起因する重大な健康危害の発生を未然に防ぐ必要があります。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

(1) 取組成果

県、生産者・事業者及び消費者が相互の信頼関係を構築するためのリスクコミュニケーションを促進したほか、県民総参加運動を推進しました。

イ 情報共有及び相互理解の促進

食の安全安心に関する取組の結果などを県ホームページなどで継続的に情報提供したことから、「県からの情報提供が十分・概ね十分」と感じるモニターの割合が基準年（平成21年度）と比較し、約10ポイント上昇しました。

食の安全安心セミナーや地方懇談会の開催、「地域の食と農の相談窓口」の設置などにより、情報を共有し、消費者、生産者・事業者相互の理解を深めました。

ロ 県民参加

モニター研修会等の開催により、食の安全安心、特に食品中の放射性物質に関する理解が深まりました。また、モニターのレベルアップが図られました。

みやぎ食の安全安心取組宣言制度への参加促進を目的として、ロゴマークを刷新しました。

アンケートやセミナーなど様々な機会を活用して県民の意見を聴取し、各種施策に反映させました。

(2) 課題

宮城県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導や検査結果について、より分かりやすい情報を県民に速やかに提供し、県民との情報共有を図る必要があります。

事業者・生産者における取組に対する消費者の理解の促進が必要です。また、消費者、生産者・事業者及び行政が主体のリスクコミュニケーションでは、県民ニーズ等を十分に踏まえて実施する必要があります。

モニター登録者の年齢構成に偏りがあることから、特に若年層の掘り起こしが必要です。

みやぎ食の安全安心取組宣言者は震災による廃業などにより減少したことから、ロゴマークを活用して制度を広く周知し、事業への参加意識を高める必要があります。

食の安全安心について、今後も県民の意識やその変化を把握する必要があります。

3 食の安全安心を支える体制の整備

(1) 取組成果

食の安全安心の確保に関する施策の総合的な推進及び緊急時における的確な対応のため体制整備、関係機関などとの連携を強化しました。

イ 体制整備及び関係機関などとの連携強化

食の安全安心の確保に関する各種施策の実施状況を毎年議会に報告し、県ホームページで公表しました。

食中毒や食品の放射性物質の対応状況などについて、関係課での情報共有を図りました。

国や都道府県、市町村との連携により、食の安全安心確保対策の推進を図りました。

ロ みやぎ食の安全安心推進会議

施策の実施状況に対して評価いただくとともに、推進会議の意見や提言を施策に反映しました。

(2) 課題

食の安全安心に関する施策を総合的に推進するため、引き続き、宮城県食の安全安心対策本部及び関係部局の横断的な体制を維持することが必要です。

庁内関係課の実務レベルでの情報共有も重要であり、この仕組みの継続が必要です。

社会情勢等を反映した法令や基準などの改正があり、的確な情報の収集と対応が必要です。特に、新たな食品表示法(平成25年法律第70号)の施行や食品衛生法施行条例に基づく管理運営基準の改正について関係機関の十分な連携が必要です。

(別表) 第2期基本計画における数値目標の達成状況

1 安全で安心できる食品の供給の確保

目標指標	H 2 1 基準値	H 2 3 実績	H 2 4 実績	H 2 5 実績	H 2 6 実績	H 2 7 目標値
認定エコファーマー数(人)	9,284	8,743	6,807	6,296	5,902	11,000
環境保全型農業取組面積(ha) (注)	21,857	28,793	27,794	28,332	26,700	45,000
第三者認証GAP取得農場数(農場)	6	7	5	5	8	50
耳標の装着率(%)	100	100	100	100	100	100
農作物有害動植物発生予察情報発行回数(回)	10	11	16	16	16	10
みやぎHACCP研修会の受講者数(人)	48	72	67	96	101	100
肥料成分不足・違反点数違反割合(%)	3	0	0	0	0	0
動物用医薬品販売の違反件数(件)	5	0	0	3	2	0
食品営業施設の監視指導率(%)	100	121	125.5	112	121	100
かき処理場等の監視指導率(%)	100	167	200	118	101	100
食品検査率(%)	100	93	105.7	98.4	96.5	100
食品表示適正店舗数の割合(%)	97.2	事業中	97.3	96.1	98.4	99
食品表示に関する研修会(消費者及び事業者を対象としたものに限る)(回)	15	事業中	4	7	8	20

(注) JAS有機農産物及び特別栽培農産物(県認証農産物、環境保全米等)の栽培面積

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

目標指標	H 2 1 基準値	H 2 3 実績	H 2 4 実績	H 2 5 実績	H 2 6 実績	H 2 7 目標値
県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる消費者モニターの割合(%)	27.4	事業中	31.6	37.1	37.2	70
「地域の食と農の相談窓口」相談件数(件)	133	46	54	70	64	150
学校給食の地場野菜等の利用品目の割合(%)	30.8	25.6	24.4	24.1	28.0	33.6
食の安全安心取組宣言者数(者)	3,320	3,265	3,176	3,018	2,992	3,500
消費者モニターの活動(参加)率(%)	64	58.6	55	55.6	53.5	80
各種講習会の参加者数(人)	799	142	410	595	663	1,000
地方懇談会の開催(回)	16	事業中	5	8	8	14
地方懇談会の開催(回)	16	事業中	5	8	8	14

第4 施策の展開

基本計画施策体系一覧

大分類	中分類	小分類	施策項目（細目）	施策	ページ		
1	安全で安心できる食品の供給の確保	(1) 生産及び供給体制の確立	イ 生産者の取組への支援	(イ) 食の安全安心のニーズに応える環境にやさしい農業の推進	施策1	P10	
				(ロ) 農業生産工程管理(GAP)等の普及拡大	施策2	P10	
				(ハ) 農業の適正使用の推進	施策3	P10	
				(ニ) 牛のトレーサビリティシステムの推進	施策4	P11	
			ロ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援	(イ) 土壌環境適正化の推進	施策5	P11	
				(ロ) 家畜伝染病の発生予防の徹底	施策6	P11	
				(ハ) 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進	施策7	P12	
			ハ 事業者に対する支援	(イ) 営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進	施策8	P12	
				(ロ) 外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大	施策9	P12	
			ニ 震災等からの復興に向けた支援	(イ) 市町村・農業者等への営農対策支援	施策10	P13	
				(ロ) 水産関係の施設等の整備支援	施策11	P13	
				(ハ) 特用林産物の生産再開への支援	施策12	P13	
			(2) 監視指導及び検査の徹底	イ 生産段階における安全性の確保	(イ) 農業取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化	施策13	P13
					(ロ) 肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施	施策14	P14
	(ハ) 動物用医薬品の流通、販売等に関する指導	施策15			P14		
	(ニ) 高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施	施策16			P14		
	ロ 流通・販売段階における安全性の確保	(イ) 食品営業施設の監視指導の徹底		施策17	P14		
		(ロ) 食品検査による安全性の確保		施策18	P15		
		(ハ) 安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導(BSE対策を含む)の徹底		施策19	P15		
	ハ 食品表示の適正化の推進	(ニ) 米穀事業者の監視指導の徹底		施策20	P15		
		(イ) 適正な食品表示を確保するための監視指導の実施		施策21	P16		
		(ロ) ウォッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施		施策22	P16		
	ニ 食品の放射性物質検査の継続	(ハ) 食品表示に関する研修会等の実施		施策23	P17		
		(イ) 農林水産畜産物等の検査		施策24	P17		
		(ロ) 流通食品の検査		施策25	P17		
	2	食の安全安心に係る信頼関係の確立	(1) 相互理解の促進	イ 情報の収集、分析及び公開	(イ) 県民の意向の把握及び分かりやすい情報の迅速な提供	施策27	P18
					(ロ) 監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表	施策28	P18
ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進				(イ) 消費者と生産者・事業者との相互理解の推進	施策29	P19	
				(ロ) 関係団体等との連携・協働の推進	施策30	P19	
				(ハ) 食育の推進	施策31	P20	
ハ 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進				(イ) リスクコミュニケーションの充実	施策32	P20	
				(ロ) 水道水の検査結果の公表	施策33	P21	
				(ハ) 住民持ち込み測定	施策34	P21	
(2) 県民参加				イ 県民総参加運動の展開	(イ) 県民が参加する消費者モニター制度の推進	施策35	P21
					(ロ) 生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援	施策36	P22
					(ハ) 知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発	施策37	P22
				ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映	(イ) 県民の意見の把握	施策38	P22
					(ロ) 食の安全安心に関する相談窓口(食品表示に関する相談窓口を含む)の充実	施策39	P23
3				支える体制の整備	(1) 関係機関等との連携強化	イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進	施策40
		ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等(個別のマニュアルを含む)による迅速な対応	施策41			P23	
		ハ 食の安全に関する調査・研究の充実	施策42			P24	
		ニ 食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実	施策43			P24	
		ホ 国、都道府県、市町村、関係団体との連携	施策44			P24	
		(2) みやぎ食の安全安心推進会議	施策45			P24	

1 安全で安心できる食品の供給の確保

(1) 生産及び供給体制の確立

イ 生産者の取組への支援

食品の生産においては、安全で安心できる食品を望む消費者の期待に応えられるよう、生産者自らが食の安全安心の必要性を身近に感じ、取り組むことが必要であることから、その取組を促進します。また、こうした取組に対する県民の理解の促進に努めます。

(イ) 食の安全安心のニーズに応える環境にやさしい農業の推進(施策1)

環境保全型農業の普及拡大を図るため、生産者に対しては、技術情報の提供や持続農業法に基づく導入計画の認定者(エコファーマー)の育成、制度の普及啓発を図ります。また、消費者に対しては、環境保全型農業の取組についての情報発信による理解促進やイベント開催などによる認知度の向上を図ります。

県独自の「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」を運営することにより、関係団体との連携で信頼性の高い特別栽培農産物の生産・出荷・流通を推進します。

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料や農薬の使用を避けることを基本とし、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産管理方法を行う有機農業を推進します。

さらに、指定病害虫等に関して、定期的な巡回活動を行うとともに、県関係機関が一体となり、環境負荷のより少ない病害虫の防除等を推進しながら、農業者への積極的な情報発信に努めます。

(ロ) 農業生産工程管理(GAP)等の普及拡大(施策2)

食の安全に関する生産者の意識を高め、生産された農産物の安全性を確保する手法として、農業生産工程管理(GAP)の認証取得に向けた取組を推進します。現在の県独自の「宮城県GAP」の対象を野菜以外にも広げるとともに、国の「農業生産工程管理の共通基盤に関するガイドライン」に則したものに更新してGAPを取り組みやすいものとし、現在GAPに取り組んでいない産地(団体)へのGAPの導入を目指します。第三者認証GAP取得を目指す産地(団体)には、取得に向けた支援を行います。

(ハ) 農薬の適正使用の推進(施策3)

農業生産の安定と安全な農産物生産・供給への期待に応えるため、関係機関と連携しながら指導體制を維持するとともに、農薬の使用が多くなる6月から8月初めに

「農薬危害防止運動」を実施し、啓発リーフレットの配布や農薬危害防止研修会の開催により、農薬の適正な使用による安全な農産物の生産を推進します。

さらに、農薬管理指導士の認定試験と更新研修を実施します。

(c) 牛のトレーサビリティシステムの推進(施策4)

生産段階における耳標(個体識別番号)の装着の徹底を推進し、生産から流通までに至る各段階での牛の個体を識別することができるシステムの維持を支援します。

1-(1)-イ 主な数値目標

項目	基準値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
環境保全型農業取組面積	26,700ha	30,000ha
GAP導入団体数	43団体	80団体
耳標の装着率	100%	100%

ロ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援

食の安全安心のためには、個々の生産者だけでは解決しにくい課題などがあります。生産者が積極的に安全な農水産物の生産に取り組むことができる環境を関係機関と連携し引き続き整備します。

(イ) 土壌環境適正化の推進(施策5)

カドミウム基準値超過米の発生を抑制するため、カドミウム吸収抑制資材の散布、適正な水管理の徹底を図ります。また、関係機関と連携して土壌汚染地域を対象に、各種調査を実施します。さらに、カドミウム基準値超過米については、関係機関と連携し市場流通を防止します。また、放射性物質濃度の各種データを活用し、必要な営農対策等の支援を行います。

(ロ) 家畜伝染病の発生予防の徹底(施策6)

BSE、高病原性鳥インフルエンザなどをはじめとする家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に向け、防疫検査体制の整備を継続します。

また、これらの県への侵入を防止するため、各種畜産関係団体とも連携し、関係者及び生産者に対する情報の提供を強化するとともに、早期診断及び初動措置を重視した防疫対策を行うための体制の整備を一層強化します。

さらに高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため、県内の養鶏場を対象としたウイルス分離・抗体検査などを実施するとともに各農場の死亡羽数の報告を求めると、異常の早期発見及び啓発に努めます。

(H) 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進(施策7)

食中毒の原因となる貝毒については、宮城県漁業協同組合と協力しながら、効果的な監視体制を維持・構築します。特にまひ性貝毒については、貝毒プランクトン発生のもととなるシストの分布調査を行うことにより、震災後の貝毒発生機構を解明し、監視体制の最適化につなげます。

また、漁業協同組合が実施するノロウイルスの自主検査については、従来の公定法に比べ検査時間が短縮できる新検査法のメリットを生かすため、信頼性を確保の上、民間検査機関への普及を図ることにより、漁業協同組合などと連携して衛生管理体制の強化を図ります。

貝毒及びノロウイルスの検査結果については、食中毒の未然防止のため、県及び漁業協同組合が連携し、ホームページ等により県民への情報提供を継続して実施します。

1-(1)-ロ 主な数値目標

項 目	基準値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
貝毒プランクトン観測定点調査実施率	100%	100%

ハ 事業者に対する支援

事業者自らが消費者に安全安心な食品提供を行うための取組を支援します。

(I) 営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進(施策8)

食の安全確保に有効な手段として国際的に導入が進んでいるHACCPの普及・啓発を図るため、本県の事業者が積極的にHACCPに取り組めるよう「みやぎ食品衛生自主管理認証制度(みやぎHACCP)」を活用し、事業者への講習会を開催し、普及・啓発に努めます。また、消費者に対する周知も行い、HACCPによる衛生管理手法が広く浸透し、より安全な食品を提供できるよう努めます。みやぎHACCP認証には、広域食品衛生監視チーム(WAFT)による指導助言を行います。

水産物については、事業者の衛生管理意識を底上げするための情報共有を図り、水産事業者のHACCP導入に向けた支援を行います。

(II) 外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大(施策9)

ホームページでの情報発信のほか、地産地消キャンペーンや地産地消推進店のガイドブックの作成配布、さらには関係機関と連携を図りながら、「食材王国みやぎ地産地消推進店」の登録店舗拡大を図り、外食に対する消費者の信頼性の確保に向け推進店制度を通じて外食事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組を推進し

ます。

1-(1)-ハ主な数値目標

項 目	基準値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
HACCP研修会参加施設数	66施設	200施設
地産地消推進店登録店舗数(注)	241店舗(H24)	400店舗(H29)

(注) 宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画(H24～H29)

二 震災等からの復興に向けた支援

本県農林水産物などでいまだ放射性物質の基準値を超過しているものがあることから、震災等からの復興に向けた生産者等の食の安全安心の取組を支援します。

(イ) 市町村・農業者等への営農対策支援(施策10)

福島第一原子力発電所の事故により飛散した放射性物質による本県産農産物などの汚染が懸念されるため、主要な県産農産物や農地土壌等を対象に、放射性物質の濃度を把握し、農産物の安全確認を行います。

また、把握した放射性物質濃度をもとに今後の営農対策等の検討に役立つデータ等を整備するとともに、市町村、農業協同組合等の関係機関・団体、農業者などに対し、必要な営農対策などについて指導助言を行います。

(ロ) 水産関係の施設等の整備支援(施策11)

漁業協同組合などが共同利用施設として復旧を進める養殖等関連施設の整備を支援します。

(ハ) 特用林産物の生産再開への支援(施策12)

原木しいたけ(露地栽培)の出荷制限解除に向けて、汚染されていない原木などの確保や生産施設の整備、生産工程管理の徹底など、引き続き生産者を支援します。

(2) 監視指導及び検査の徹底

イ 生産段階における安全性の確保

生産段階において安全性が確保されるよう関係法規に基づき監視及び指導を行います。

(イ) 農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化(施策13)

農業関係では、農薬取締法に基づき、安全で安心な農産物を供給するため、農薬

販売者及び使用者への立入検査を実施します。農薬販売者に対しては、適正な届出の実施、倉庫での保管管理、店頭での展示販売に重点を置いた立入検査を実施します。農業者等農薬使用者に対しては、農薬使用基準の徹底や記帳の推進、適正な保管管理に重点を置いた立入検査を実施します。

水産関係では、事業者に対して水産用医薬品の適正使用や養殖管理に係る指導を行い、安全な養殖魚の生産体制を構築します。

(d) 肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施(施策14)

家畜用飼料の安全性の確保のため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)に基づき製造工場などへの立入検査を行います。

また、養魚用飼料製造工場の立入検査及び飼料の収去検査を行い、養殖飼料の安全性を確保します。

肥料の品質保全及び公正な取引を確保するため、肥料取締法(昭和25年法律第127号)に基づき生産業者に立入検査を実施します。

(ii) 動物用医薬品の流通、販売等に関する指導(施策15)

動物用医薬品の適正な使用のため、動物用医薬品の販売業の立入検査及び適正な使用に関する指導を行います。

(c) 高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施(施策16)

高病原性鳥インフルエンザの予防のため、定点モニタリング検査として農場において検査を実施するほか、定期的な監視(モニタリング)検査を実施します。また、県内養鶏農場から死亡羽数の報告を求め、異常の早期発見の体制を整備します。

1-(2)-イ 主な数値目標

項 目	基準値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
肥料成分不足・違反点数違反割合	0%	0%
動物用医薬品販売の違反件数	2件	0件

ロ 流通・販売段階における安全性の確保

宮城県食品衛生監視指導計画を作成し、製造、加工、調理、販売を行う施設などに対し、関係法規に基づく計画的な監視及び指導を行います。また、米穀事業者の監視指導を行います。

(i) 食品営業施設の監視指導の徹底(施策17)

宮城県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設などに対する計画的かつ効果的な監視及び指導、規格基準検査を実施します。特に、大規模食中毒が発生するおそれがある給食施設、旅館などへの監視を強化します。

また、定期的に食品衛生担当者会議などを開催し、業務の進捗状況の管理や情報の共有を行い事業の最適化を図ります。

食中毒の発生を未然に防止するため、食中毒の発生が多い夏期(例年6月15日から7月14日まで)を食中毒予防月間と定め、広域流通食品の製造施設等を対象として一斉監視を行うとともに、保健所の食品衛生監視員による講習会やパンフレットの配布などにより啓発活動を行います。食中毒の発生時には、原因食品や汚染経路の特定等迅速な対応を行い、被害拡大の防止に努めます。

また、海水温を考慮し、魚介類による腸炎ビブリオ発生防止の観点から、「腸炎ビブリオ注意報」を発令し営業者や県民への注意喚起を行います。さらに、牛レバー、豚肉及び豚内臓の生食禁止について、指導を行います。冬期間に多発するノロウイルス食中毒を防止するため、営業者や県民に対し、パンフレットの配布などにより啓発活動を行います。

(Ⅳ) 食品検査による安全性の確保(施策18)

食品の安全を確保するため、輸入食品をはじめ県内に流通する食品の規格基準の検査、食品中に残留する農薬、添加物などの検査を実施し、食品衛生法に違反した食品の流通を防止します。

(Ⅴ) 安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導(BSE 対策を含む)の徹底(施策19)

安全で衛生的な食肉及び食鳥肉を供給するため、と畜検査、食鳥検査を実施するとともに、食肉及び食鳥肉に残留する動物用医薬品などの検査及び腸管出血性大腸菌検査等を実施します。

また、かきによる食品事故を未然に防ぐため、かきの採取海域の加工基準の確認、かき処理場、入札場、かき加工場(仲買業者)、魚介類販売店における各段階の監視指導及び収去検査を実施し、生食用かきの規格基準の遵守並びにその取扱いの指導強化などを図ります。

BSE対策としては、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)に基づき、飼料規制や特定危険部位の除去の徹底など、BSEに関するリスク管理に万全を期すとともに、48か月齢超の牛のBSEスクリーニング検査を確実に実施します。

(Ⅵ) 米穀事業者の監視指導の徹底(施策20)

安全で安心できる食品を供給するため、米穀等の取引に係る情報の記録及び産

地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)に基づく取引などの記録や産地情報の伝達について、生産者や小売業者、外食産業等を対象に立入検査や指導を徹底するとともに研修の充実などにより制度の周知啓発を図ります。

1-(2)-ロ 主な数値目標

項 目	基準値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
食品営業施設の監視指導率	100%	100%
食品検査率	100%	100%
かき処理場等の監視指導率	100%	100%

ハ 食品表示の適正化の推進

食品表示は、消費者が食品選択をするための重要な情報であることから、関係法令に基づき適正化を推進します。

(イ) 適正な食品表示を確保するための監視指導の実施(施策21)

食品表示の遵守状況などを点検し、適正な表示を確保するため、製造所や販売店舗などにおける監視指導を行います。特にアレルギー物質を含む製品に関する表示徹底のため、使用原材料の点検を行うとともに、食品衛生責任者などを対象とした講習会を開催し、食品の適正な表示の遵守・徹底を指導します。また、監視指導に当たっては、従事する職員に対して関係法令等の研修を充実します。

「食の110番」、「食品表示110番」や消費生活センター等を通じて寄せられた被疑情報などについては、関係法令に基づき、国及び市町村、県機関内での連携を図りながら、随時、適正表示に向けた調査・指導を行います。

特に、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)が平成26年12月に改正され、また、食品表示法が平成27年4月に施行されたことから、法律の趣旨に加え、アレルギー表示の改正や栄養成分表示の義務化などの周知を行うとともに適正表示の監視指導を行います。影響が大きく広範な事案については、関係機関でチームを編成するなど、体制を含め適切に対応します。

輸入生かきの混入(偽装)を防止するため、輸入生かき偽装防止特別監視員(オイスターGメン)による確認調査を引き続き実施します。

(ロ) ウォッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施(施策22)

日常の購買行動を通じて消費者の視点から食品表示について継続的に監視し、その結果を定期的に県に報告する「食品表示ウォッチャー」を配置し、不適正表示の疑義報告のあった事業者に対し確認調査を実施するなど、食品表示の適正化を推進します。

食品表示ウォッチャーに対しては、調査実施前に食品表示の基礎知識や根拠法令等の研修の場を設けるほか、調査期間中には随時問合せに対応するなど、人材育成面を加味して事業を実施します。

(II) 食品表示に関する研修会等の実施(施策23)

平成27年4月に施行された食品表示法は経過措置期間が設けられ、従前の基準による表示と併存することから、「食品表示110番」などによる消費者、事業者からの相談に的確に対応するとともに、法律の内容についても理解が得られるよう説明していきます。また、要請に応じて食品表示に関する講師派遣を行うなど普及啓発を図ります。

1-(2)-ハ 主な数値目標

項 目	基準値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
食品表示適正店舗数の割合	98.4%	100%
食品表示に関する研修会・説明会等の開催(消費者及び事業者を対象としたものに限る)	8回	20回

二 食品の放射性物質検査の継続

県内で生産される農林水産物や流通食品などについて、厚生労働省通知に基づいて策定する「放射性物質検査計画」などにより検査を実施し、基準値超過品目が流通しないようにするとともに、県民に対して検査結果を分かりやすく提供します。

(I) 農林水産畜産物等の検査(施策24)

国の検査計画の考え方に基づき、県産農林水産物などの放射性物質検査を実施して安全確保に万全を期すとともに、県ホームページ「放射能情報サイトみやぎ」などで検査結果を速やかに公表し、県民の不安解消を図ります。

(II) 流通食品の検査(施策25)

県内に流通する食品の安全性を確認するため放射性物質検査を実施します。

(III) 学校給食等の検査(施策26)

児童生徒らのより一層の安全・安心の確保の観点から、学校給食における放射性物質の濃度を把握するための検査を行い、学校や保護者等と情報の共有を行います。

1-(2)-2 主な数値目標

項 目	基準値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
農産物の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	100%
林産物の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	100%
畜産物の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	100%
水産物の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	100%
流通食品の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	100%
学校給食の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	100%

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

(1) 情報共有及び相互理解の促進

イ 情報の収集、分析及び公開

食の安全安心の確保のためには、情報の共有が重要であることから、関係する情報を収集するとともに、その情報を速やかに県民へ提供します。

(i) 県民の意向の把握及び分かりやすい情報の迅速な提供(施策27)

より広く県民の意向を把握できるよう、県が実施するアンケート、セミナー、各種研修会などを活用するほか、国や関係機関などとの連携に努めます。ホームページなどにおける情報提供に当たっては、わかりやすさやアクセスのしやすさなどに配慮します。

また、県ホームページへの掲載、各種印刷物の配布、テレビなどのマスコミ及びみやぎ出前講座など県民と接する機会を活用し、適切な情報提供に努めます。

県産食材への理解を深めるため、食関連情報ウェブサイト「食材王国みやぎ」を活用し、各地域での取組や食育、地産地消などといった観点からも、効果的な情報発信を行います。

(ii) 監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表(施策28)

宮城県食品衛生監視指導計画に基づき実施した監視、指導及び検査の結果、食品の安全や自主回収に関する情報等について、ホームページで随時適切に公表します。

2-(1)-イ 主な数値目標

項 目	基準値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
食関連情報ウェブサイト「食材王国みやぎ」ホームページアクセス数(注)	340,940 (H25)	400,000 (H28)

(注)みやぎICT推進プラン(2014~2016)目標値

ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

食の安全安心の確保のためには、生産者・事業者及び消費者との相互理解のもと、信頼関係を構築することが重要であることから、様々な手法、機会などを活用して相互理解を促進します。

(イ) 消費者と生産者・事業者との相互理解の推進(施策29)

みやぎ食の安全安心消費者モニターを対象としたアンケートや各種研修会などを活用し、県民の意向を把握します。

また、県ホームページにおいて食の安全安心に関する情報提供を行うとともに、県民がアクセスしやすい工夫や周知を行うなど、各事業においてホームページの認知度向上に努めます。

消費者の食と農に対する一層の理解を得るため、「地域の食と農の相談窓口」の周知を図り、消費者の食と農の疑問などに対応します。

県産食材の消費拡大と本県一次産業に対する理解促進、生産者の生産意欲向上を図るため、「すくすくみやぎっ子 みやぎのふるさと食材月間」などを通じ、宮城米を使用した米飯給食の推進や地場産野菜の利用促進など、学校給食における県産食材利用拡大に向けた普及啓発活動を実施します。

学校給食における地産地消を推進するため、県産食材を利用した新たな給食素材となる一次加工品の開発や実用化に取り組むほか、需要と供給のマッチングに向けた取組支援を行います。さらに、保護者や学校給食関係者との情報共有化により、相互理解を深めながら、学校給食における地場産物の活用率の向上と地産地消の推進を図ります。

(ロ) 関係団体等との連携・協働の推進(施策30)

県内で生産される農林水産物に対する一層の理解の向上や消費・活用の促進を図るため、民間企業や生産者団体と連携して、「食材王国みやぎ地産地消の日」の取組及び「食材王国みやぎ地産地消推進店」の登録・利用拡大など、地産地消を全県的に推進するとともに、県民一人一人が支え合う意識の醸成を図ります。

また、食の情報を発信する人材の派遣やお弁当コンテストを通じ、県産食材や地

産地消の必要性について理解を深めるため、食育を推進するほか、消費者、生産者及び事業者に係る団体との協働により相互理解を促進します。水産物については活気ある水産都市の復活とさらなる活力強化を目指すため、「みやぎ水産の日」をきっかけとして、生産者・流通業者・加工業者等の水産関係者が連携し、魚食普及活動等を通じて水産物の理解促進と水産物の消費拡大を図ります。

(Ⅱ) 食育の推進(施策31)

第3期宮城県食育推進プラン(計画期間平成28年度から平成32年度)に基づき、食育の推進を着実に進めるため、市町村や関係団体、みやぎ食育コーディネーターなどの多様な関係者が互いに連携、協力した取組を推進するほか、みやぎ食育フォーラムの開催や地域の特色に応じた食育推進事業などにより、健康の維持・増進や生活習慣病の予防につながる健全な食生活の実現に欠かせない食に関する知識を深めるとともに、健康で安全な食品を自ら選択する力を習得できるよう普及啓発を図ります。また、食の安全安心について、みやぎ食育コーディネーターの研修会の開催やみやぎ食育通信の発行を通して、食の安全安心にも配慮した食育の推進に努めます。

2-(1)-ロ 主な数値目標

項 目	基準値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる消費者モニターの割合	37.2%	70.0%
学校給食の地場野菜等の利用品目の割合	28.0%	40.0%
宮城米を利用した米飯給食率	100%	100%
「地域の食と農の相談窓口」相談件数	64件	150件
みやぎ食育コーディネーターによる食の安全安心に配慮した食育推進活動の参加人数	458人	1,000人

ハ 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進

福島第一原子力発電所の事故に伴う県産農林水産物などへの風評被害を払しょくするため、放射性物質の測定結果の迅速な公表と、食品中の放射性物質に関する理解を深める取組を行います。

(Ⅲ) リスクコミュニケーションの充実(施策32)

福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の県内への影響を把握するた

め、これまでに構築した全県的な測定体制と、生産・流通・消費の各段階における測定体制を活用し、きめ細かな測定を継続するとともに、ホームページ「放射能情報サイトみやぎ」において放射線・放射能に関する正確な情報提供を行います。また、セミナーの開催などにより、正しい知識の普及・啓発に努めます。

福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質による放射能汚染を原因とした不安や風評被害が依然としてあることから、消費者、生産者・事業者及び行政による意見・情報交換を行うため食の安全安心セミナーを開催し、多様な主体が参加し意見交換を行うことにより、消費者が抱える不安の解消に努めます。

東京アンテナショップ「みやぎふるさとプラザ」や県内の食産業事業者と連携して実施する「食材王国みやぎ地産地消の日」、県内外で実施される物産展などの食関連イベントを通じて、「食材王国みやぎ」の魅力と安全性を情報発信してまいります。さらに、水産物については、「みやぎ水産の日」を核とした宮城県産水産物のPRや魚食の普及啓発を行います。

(ロ) 水道水の検査結果の公表(施策33)

水道水の安全安心を確保するため、市町村などが実施する水道水中の放射性物質の測定結果を取りまとめ、ホームページ「放射能情報サイトみやぎ」などにおいて公表します。

(ハ) 住民持ち込み測定(施策34)

県民が自ら育てた自家消費用の農産物などへの不安を払しょくするため市町村が実施する放射性物質の測定結果を取りまとめ、ホームページ「放射能情報サイトみやぎ」において公表します。

(2) 県民参加

イ 県民総参加運動の展開

消費者、生産者、事業者及び県が協働して安全で安心できる食の実現を目指し、県民総参加運動を展開します。

(イ) 県民が参加する消費者モニター制度の推進(施策35)

県民参加による食の安全安心確保対策を推進するため、条例第5条に規定する消費者としての役割を自らの行動で積極的に果たす人材を育成するため、各種施策に様々な世代の意見を吸収し、反映することができるよう、広報活動を展開し、「みやぎ食の安全安心消費者モニター」として幅広い年齢層の登録を促進します。また、モニターが活動しやすいよう、情報提供や意向把握に努めます。

モニターがより積極的に参加・体験することができるよう、研修会、見学会及び交流会の充実を図ります。

(Q) 生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援(施策36)

県民参加による食の安全安心確保対策を推進するため、食品の生産・製造及び供給過程における自らの食の安全安心に係る取組を自主基準として定め、公開する生産者・事業者を、「みやぎ食の安全安心取組宣言者」として随時募集・登録します。

生産者・事業者が取り組む「食の安全安心に係る取組(自主基準)」の作成を支援するほか、名称や自主基準などの取組内容をホームページで公開するなど事業の広報に努め、安全な食品を提供する責務を果たし、消費者の理解と信頼を得られるようにします。

平成26年度にリニューアルした「みやぎ食の安全安心取組宣言者」のロゴマーク及び制度の認知度向上のため、ポスターやパンフレットなどを活用した啓発活動を行い、更なる制度の普及と県民総参加運動の機運醸成に努めます。

(II) 知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発(施策37)

県民・事業者などの主体的な活動を促すため、食の安全安心セミナー、各種講習会、みやぎ出前講座などを開催し、多くの参加を頂くことで、家庭、地域や事業所等に広く還元できる機会を提供します。

また、地方懇談会の開催などを通じた普及啓発により、県民総参加運動の機運を引き続き醸成します。

2-(2)-イ 主な数値目標

項目	基準値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
消費者モニターの活動(延べ参加)率	81%	85%
食の安全安心取組宣言者数	2,992者	3,200者
各種講習会の参加者数	663人	1,000人

ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映

食の安全安心の推進のためには、県民の意見を食の安全安心の確保に関する施策に反映することが重要であるため、様々な手法及び機会を活用して県民の意見を十分に聴取し、食の安全安心の確保に関する施策に反映させます。

(I) 県民の意見の把握(施策38)

モニターアンケートの実施や推進会議、地方懇談会、食の安全安心セミナー、モニター研修会の開催、宮城県食品衛生監視指導計画などへのパブリックコメント募集に

より広く食の安全安心に関する意見や提言などを聴取し、それらを施策に反映させるように努めます。特に、残留農薬や輸入食品の安全性、食品添加物など、県民の不安が大きい事項については、県民の意見を十分に聴取し、施策に反映させます。また、モニター制度の若年層への広報など、幅広い年齢層からの意見が得られるように努めます。

(d) 食の安全安心に関する相談窓口(食品表示に関する相談窓口を含む)の充実(施策39)

「食の安全安心に関する総合窓口」や「食の110番」、「食品表示110番」など、全ての県民が気軽に食の安全安心に関する相談や通報ができる窓口を設置します。消費者相談には関係機関が連携して適切に対応し、また、県民からの危害情報や被疑情報については、事実確認調査を行い、その結果に応じて、関係法令に基づいて速やかに対応します。

2-(2)-ロ 主な数値目標

項 目	基準値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
地方懇談会の開催回数	8回	14回

3 食の安全安心を支える体制の整備

(1) 体制整備及び関係機関等との連携強化

食の安全安心の確保に関する施策の総合的な推進及び緊急時における的確な対応のため、体制の整備を図るとともに、関係機関などとの連携を強化します。

イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進(施策40)

知事を本部長とする対策本部を組織し、関係部局の横断的な体制の整備及び連携により食の安全安心確保のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、県民の食生活などに重大な影響を及ぼすおそれのある場合は、対策本部会議を招集し、早期解決を図ります。

ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等(個別のマニュアルを含む)による迅速な対応(施策41)

食と暮らしの安全推進課をはじめ、関係各課に食の安全安心推進員を、各地方振興事務所等に食の危害要因に係る情報の収集及び連絡調整に当たる食の安全安心担当、連絡員を配置し、食に係る危機の未然防止と発生時の的確な対応に努めます。食に関する危害が発生した場合には、みやぎ食の危機管理基本マニュアル等に基づき迅速かつ適切に対応して、被害の拡大防止に努めるほか、県民及び報道機関への適

時適切な情報提供に努め、県民の健康被害を最小限にとどめます。

なお、放射性物質対策については、別途制定・公表している実施計画などにより横断的に対応します。

ハ 食の安全に関する調査・研究の充実（施策４２）

生産者の取組を支援し、安全な農林水産物を生産する環境づくりに貢献するとともに、食の安全安心に資する試験研究の推進に取り組みます。

ニ 食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実（施策４３）

農林水産物等に対する放射性物質の影響を把握し、安全安心な生産物を供給するための試験研究に取り組みます。

ホ 国，都道府県，市町村，関係団体との連携（施策４４）

食の安全安心を確保するため、食品流通の広域化なども踏まえ、国，都道府県，市町村，関係団体と連携，協働して施策を推進できるよう努めます。

食品衛生関係では他自治体等と密接な連携を図り、食の安全安心の確保に関する情報共有を行うほか、食中毒事件や違反食品の発生などの緊急時には迅速かつ的確に対応します。特に保健所を設置する仙台市とは十分な情報交換及び連携を図りながら、実効性，効率性に配慮した施策を展開します。

食品表示関係では、消費者庁や農政局主催の宮城県食品表示監視協議会などにおける情報交換に努めるほか、被疑情報に対しては消費者庁，農政局や市町村と連携して適切に対処します。

さらに、国に対し、食の安全安心の確保のために必要な提言・要望を行います。

県産農産物の放射性物質対策では、市町村等関係機関・団体などと連携して放射性物質の濃度の把握，吸収抑制対策を講じ，農産物の安全確認を行います。

(2) みやぎ食の安全安心推進会議（施策４５）

学識経験を有する者，消費者を代表する者並びに生産者・事業者を代表する者により構成される審議会を設置し，条例の規定に基づき，食の安全安心の確保に関する重要事項を調査審議します。具体的には，食の安全安心の確保に関する施策及び施策の評価に関する事，食の安全安心の確保に関する関係者間の相互理解及び関係者の協働に関する事，食の安全安心の確保に関する県民参加の促進に関する事などについて情報及び意見の交換を行います。また，県民総参加運動の中心的な組織としても引き続き位置付けます。

第5 計画の推進

食品安全行政においては、農林水産等各行政分野と密接な関係があることから、みやぎ食と農の県民条例基本計画(平成13年10月策定,平成23年3月改定),水産業の振興に関する基本的な計画(平成16年6月策定,平成26年10月改定),宮城県食育推進プラン(平成18年11月策定,平成23年7月改定,平成28年改定)などの関連計画と連携及び調和を図りながら基本計画を推進する必要があります。

また,基本計画を着実に推進するため,進捗状況の点検を行うとともに,推進会議に点検結果を報告し,食の安全安心の確保に関する施策に反映していきます。

さらに,県民に対する説明責任を果たすため,食の安全安心の確保に関して講じた施策の実施状況については,毎年度,議会に報告するとともに,広く県民に公表し,着実な基本計画の推進に努めます。

